1 はじめに

本稿では、フランスにおいて公共貸与権制度を創設するために制定された、2003年6月18日制定の「図書館における貸与に基づく報酬及び著作者の社会的保護の強化に関する2003年6月18日の法律第2003-517号(Loi n° 2003-517 du 18 juin 2003 relative à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant la protection sociale des auteurs)」を紹介する。この法律では、知的所有権法典(Code de la propriété intellectuelle)、社会保障法典(Code de la sécurité sociale)及び書籍の価格に関する1981年8月10日の法律(Loi n° 81-766 du 10 août 1981 relative au prix du livre)などの改正が行われている。

この立法により設けられた公共貸与権制度は、後にも触れるように、かなり特異な制度となっている。これは、公共貸与権制度の導入をめぐって長年続けられてきた議論に終止符を打つべく編み出された、「文化の和平(Paix Culturelle)」と称される制度であり、財源の負担者が国及び図書館設置主体であること、徴収業務及び分配事務を集中管理団体が行うこと、図書館設置主体の負担分が書籍の代金の中に含められていること、この支出分を書籍商が書籍販売時に徴収し、集中管理団体の請求に応じて支払うことなどを特色とする。

以下では、この制度の導入の背景とその内容についての解説を行った後、前述の「図書館における貸与に基づく報酬及び著作者の社会的保護の強化に関する2003年6月18日の法律第2003-517号」の主要条文を訳出することとする

が、解説にはこの法律のほか、必要に応じ、2004年8月31日に制定された下位法令の内容を盛り込むこととする。なお、この訳出に際し、獨協大学法学部の長塚真琴助教授に校閲等の様々な協力を得た。この場を借りて感謝の意を表する。

2 公共貸与権制度の概要

公共貸与権(droit de prêt public)制度とは、 大雑把に言えば、主に文筆家に対して、国、地 方自治体等が、図書館における貸出し冊数、蔵 書数等を基準として何らかの金銭を支給する制 度をいう。

このような制度は、19世紀後半にドイツの作家団体がその導入を主張し始めたものであり、図書館による貸出しにより作家の権利が侵害されるという見解に基づくものであった。

この制度が最初に導入されたのは、1946年の デンマークにおいてであり、その後、北欧諸国 に瞬く間に広がった。

その他の国では、1970年代に入ってから、各国における作家団体の主張を背景に導入が広まり、現在では、オランダ(1971年)、ドイツ(1972年)、オーストラリア(1974年)、イギリス(1979年)、カナダ(1986年)など10数か国にこのような制度が設けられている。

日本においても近年、文芸作家の団体が同様の主張を行っている。2003年1月の文化審議会著作権分科会の報告書においても、その導入に関しての記述があり、そこでは、著作権者側と図書館側との間で行われる協議を見守り、その結論を受けて具体的な法制度についての検討を行うこととされている。

3 フランスにおける議論

(1) 議論の契機

フランスにおいても作家団体を中心として、 諸外国のような公共貸与権制度の導入が長年主 張されてきた。しかし、この制度の導入につい て本格的に議論されたのは、1992年に「賃貸権 及び貸与権並びに知的所有権分野における著作 権に隣接する権利に関する1992年11月19日の欧 州理事会指令(DIRECTIVE 92/100/CEE DU CONSEIL du 19 novembre 1992 relative au droit de location et de prêt et à certains droits voisins du droit d'auteur dans le domaine de la propriété intellectuelle)」(以 下「92年貸与権指令」という。)が制定されて以 降のことである。

(2) 92年貸与権指令の内容

92年貸与権指令では、EU 諸国に対し、絵画の ような著作物の原作品 (originaux d'oeuvre) 及 び書籍や音楽CD、ビデオソフトのような著作 物の複製物 (copie d'oeuvre) を賃貸 (location) し、又は貸与(prêt)することを許諾し、又は禁 止する権利を定めることを義務づけている(第 1条)。その一方で、公衆への貸与(prêt public) に関する権利については、著作者が当該貸与に ついての報酬 (rémunération) を得る場合には、 これを制限することができ(第5条第1項)、ま た、ある種の施設 (certains catégories d'établissements) については、報酬の支払いを免除す ることができる旨も併せて規定する(同条第3 項)。また、加盟国における国内法化の期限を、 1994年7月1日に設定している(第13条第1 項)。

(3) 当時のフランス政府の指令への対応

このため、フランス政府は、92年貸与権指令の国内法化の必要性についての検討を行った。

フランスでは、著作者に「用途権(droit de destination)」という、フランス特有の権利が認められている(知的所有権法典 L.第131-3条)。この権利により、著作者は、その著作物の複製物が流通した後にも、その複製物を用いて行う行為(賃貸及び貸与を含む。)をコントロールすることができると解されている。このようなことから、フランス政府は、92年貸与権指令の国内法化のための措置を不要と判断し、欧州委員会に対し、対処が不要なことと、92年貸与権指令第5条に規定する権利制限を導入しないことを伝達した。

(4) フランス政府の対応後の状況

このようにしてフランス政府は、すでに92年 貸与権指令については対処済みとの結論を出し た。ところが、この結論は、貸与に関する著作 者の権利が有名無実化した状況にあって、一部 の著作者と図書館との論争の火種となった。

92年貸与権指令への対応を通して貸与に関する権利の存在が明確化されたことにより、1996年からは出版契約のひな形においても、貸与権の出版社への譲渡に関する条項が設けられていた。しかし、著作者や出版社が、図書館に対し、その貸与についての許諾を要求することもなければ、その貸与について、図書館から報酬が与えられることもなかったのである。このような状況は、EU諸国における92年貸与権指令の実施状況の中でも極めて目立つものであったため、フランス政府は、92年貸与権指令第5条に規定する権利制限規定の導入を本格的に検討せざるをえない状況に追い込まれた。

(5) 図書館機能の発達

この論議が行われる背景として、このような 法的な側面からのもののほか、フランスにおけ る図書館機能の発達も関係している。

フランスの公共図書館には、市町村に置かれ、

124 外国の立法 222 (2004.11)

読書の普及と資料保存を目的とした市町村図書館(bibliothèques municipales)と、中小市町村の住民への読書普及を主な目的とした県立貸出図書館(bibliothèques departementales de prêt)の2種類があり、1999年の統計では前者が2,795館あり、3,700万人の住民がサービスの対象となっている。後者は96館あり、1998年の統計では18,000の中小市町村の1,870万人の住民をサービス対象とし、人口1万人以下の市町村のうちの70%がサービスの対象となっている。

これらの図書館は、1970年代末、とりわけ地 方分権の転換期を迎えた1980年代から、急激な 変化を迎えることになり、紙媒体以外の媒体を 加えた様々なサービスを行う「メディアテーク (médiathèque)」への転換が盛んになった。ま た、図書館ネットワークや、市町村図書館の様々 な側面からの変革も行われるようになった。

これらの急激な変化により、図書館機能が格段に充実し、このことが図書館への需要の拡大へとつながった。例えば、1980年から1998年までの間に、登録利用者数のサービス対象全住民の数に占める割合が、10%から18.44%に増大した。これを人口に換算すると664万人に相当する。この要因としては、メディアテーク化や開館時間の延長などのサービス拡大により、中間層や生徒、学生といった新たな利用者層が掘り起こされたためとみられる。

また、このような変化につれて貸出実績も増加し、1999年には1億5,500万冊の資料が市町村図書館において貸し出された。

このような図書館の機能の発達は、著作物の 頒布形態についての文筆家の主張を活発化する ことになる。

(6) 公共貸与権制度導入のための協議

公共貸与権制度の導入については、各方面に おける利害が密接に絡むことから、これらの利 害を明確化し、それぞれの利害に配慮した制度 設計が必要となる。

フランス政府においても、このような見地から、1997年12月、フランス文化放送前理事のジャン・マリー・ボルゼ氏(M. Jean-Marie Borzeix)に対して報告書の作成を委ねた。この報告書は1998年7月に提出されたが、利用者が貸与のたびに支払う貸与料を公共貸与権制度の財源とする内容であったため、論争が再燃する結果を招くこととなった。

この論争は、出版社と一部の著作者で構成される「有料貸出(prêt payant)」を主張するグループと、図書館司書、一部の著作者などで構成される読書の無料制の維持を主張するグループとの対立という構図でマスコミを通じて活発になされ、2000年には最高潮に達した。このため、政府が再び制度の案を提示するまで、更に2年の歳月が必要となった。

(7) 両当事者の主張

このような論議を通じて出された両当事者の 主張を、議会の報告書は、以下のように整理し ている。

(i) 著作者側の主張

著作者側は、何らの報酬も支払われることなく自らの著作物が使用される状態を、搾取や略奪と位置づけた主張を行っている。また、図書館が、書籍を25%程度値引きして卸売商から購入していることについても、個人向け販売に値引きが法的にほとんど認められないことから、公的な優遇措置を受けているものと同視できると主張する。

(ii) 図書館側の主張

図書館側の主張は、書籍の果たす社会的な役割や、読書の大衆化によって果たされる教育的な効果にその主張の根拠を求めるものであり、図書館の公共サービスとしての任務やその帰結としての無料原則を擁護する内容となっている。

(8) 論議の中で提起された論点

また、このような論議の中で提起された論点には、以下のものがある。

(i) 経済的側面について

この論点は、貸出しと購入との関係をどのように考えるかというものである。出版者側が提示したデータでは、1970年には貸出し冊数と購入冊数との割合が1:10であったが、現在では1:2となっている。これをもって、貸出し実績の増加と売上げの減少とに何らかの因果関係があるとの主張も可能だが、青少年向け書籍のような場合には、図書館で書籍に触れ、それをきっかけとして当該書籍を購入することもある。このようなことを考えると、貸出しと購入との間には、競合する領域ばかりでなく、互いに補完する領域も認められるのではないかと考えられる。

(ii) 貸与に係る料金の支払い免除について

92年貸与権指令においては、前述のとおり、 ある種の施設に対して貸与に係る料金の支払い を免除する規定を置くことが認められている。 しかし、これについては、最初の段階でその可 能性が退けられた。知的所有権法典の条文や当 時のフランスの状況においては、このような条 文を置くことが禁じられていると判断されたか らである。

(9) 「文化の和平」の成立と法案の作成

これらの主張又は論点をめぐっての論議は、 文化・通信大臣の主導による協議において、よ うやく合意が得られることとなった。この合意 の内容は、「文化の和平」と称されるバランスの 取れた内容であり、著作者の権利の尊重と読書 の普及という対立する目的を、同時に確保する ことに成功している。そして、この合意をもと にした法案が文化・通信大臣により作成され、 2002年3月に上院に提出された。

4 法案の審議状況

このような経緯により上院に提出された法案は、いささか複雑な条文であると上院において評価された。このため、上院では、法案の内容を維持しつつ、条文の単純化及び適用条件の明確化のための多くの修正を施すとともに、この法律の施行状況の両院への報告についての条項を追加した上で、2002年10月8日に法案を可決し、下院に送付した。

下院においても、「文化の和平」の内容を体現する法案の内容自体には踏み込むことはなく、数点の形式的な修正を行った上で、2003年4月2日に法案を可決し、再び法案を上院に送付した。なお、この間に、公共貸与権制度とはほとんど関係のない3つの条項が政府の発議により追加されるという、いわゆる「便乗立法(cavalier)」がなされた。

上院は、これ以上この制度の創設を遅らせることはできないという観点により下院による修正案の審議を行い、2003年6月10日、これを無修正により可決した。そして、この法律は、同月18日、法律第2003-517号として公布された。なお、この法律による公共貸与権制度を実施するために必要な細部規定を定めるデクレは、2004年8月31日に3本が制定され、ようやくこの制度が実施される枠組みが成立することとなった。

5 法律の内容

この法律は全9か条により構成されている。 以下においては、これらの条文の具体的内容に ついて説明する。

(1) 知的所有権法典への公共貸与権制度の根幹 となる規定の新設(第1条)

第1条は、知的所有権法典の第1部第3章に

「図書館における貸与に基づく報酬」と題する 節を加え、その中に L.第131-1条から L.第131-4 条までの 4 か条を設ける内容となっている。

この節において、公共貸与権制度の根幹となる規定、すなわち、図書館に対する法定許諾(L. 第133-1条)、報酬の受領方法(L.第133-2条)、報酬の財源(L.第133-3条)及び受領した金銭の分配方法(L.第133-4条)が定められている。

(i) 図書館に対する法定許諾の設定 (L.第 133-1条)

前述のとおり、この制度を新設するにあたり行われた現行法の整理では、著作物の原作品又は複製物の貸与には、そもそも現行知的所有権法典 L.第113-3条において著作者に認められている用途権が働くこととされている。すなわち、著作者又は著作権を有する出版社は、用途権の行使により、図書館の貸与を禁止することができることになる。

本条では、このような禁止行為を無効化し、 図書館が従来どおりその所蔵する資料の貸出し を自由に行うための法的根拠となる「法定許諾」 を定める。

また、第2段落において、図書館の貸与をもって著作者の報酬の根拠とする旨を定めている。

(ii) 報酬の受領方法 (L.第133-2条)

本条では、前条において発生する著作者の報酬の受領方法が定められており、当該報酬の受領権限を、文化を所管する大臣により認可された、単一又は複数の団体にのみ認めている。この認可は、①構成員の多様性、②管理職者の職業資格及び③報酬の徴収及び分配を保証するために、その団体が用いることを提案する方法の3つを考慮して行われる。なお、この認可の手続については、デクレにより詳細に規定されて(注2) いる。

この認可の対象と想定されている団体としては、フランス文筆家利益協会(la Société française des intérêts des auteurs de l'écrit:

SOFIA) がある。この団体は、現在でもイギリスの公共貸与権制度に基づく報酬の受領及び分配の業務を行っている。

(iii) 報酬の財源(L.第133-3条)

本条では、L.第133-1条において著作者に認められた報酬の財源として、国の負担分と、図書館設置主体の負担分の2つを定める。

(a) 国の負担分

国の負担分は、公衆に開かれた貸出図書館(bibliothèques accueillant du public pour le prêt)のうち、学校図書館(bibliothèques scolaires)を除いた図書館の登録利用者(usager inscrit)の数をもとに算出される。この「公衆に開かれた貸出図書館」に含まれる図書館の種類については、デクレにより、①地方公共団体の図書館、②学術・高等教育のための公施設法人の図書館、③企業委員会(comités d'entreprise)の図書館、④組織的活動として、年間の書籍の購入冊数の過半数を登録利用者に貸与するために用いる図書館又は公衆が自由に使用できる資料室を設置する組織の4種類が定められている。

算出方法は、デクレにより、②の図書館については1ユーロ、それ以外の施設については1.5ユーロを、それぞれの登録利用者数に乗じて算出することとされている。なお、経過措置として、この法律の施行日から1年間については、この登録利用者数に乗じる額が、②の図書館については0.5ユーロ、それ以外の施設については0.75ユーロと定められている。

また、このデクレは、この登録利用者数のデータを、①及び②の図書館については各々の公的な統計により算出し、その他の図書館については①の数の4%として算出することと、登録利用者数は毎年アレテにより明確にすることを規定している。

(b) 図書館設置主体の負担分

図書館設置主体の負担分は、書籍の定価(prix

public de vente)から付加価値税を控除した額の6%と定められている。この金額は、書籍を販売した納入業者(fournisseurs)が、書籍の代金と同時に、図書館設置主体から徴収する。納入業者は、L.第133-2条の規定に基づき認可された団体の請求に応じて、この負担分を支払うことになる。

(iv) 受領した金銭の分配方法 (L.第133-4条)

本条では、以上の規定に基づき徴収した金銭 の分配方法を定める。

この金銭は、著作者及び出版者に分配される 部分と、文筆活動及び翻訳を業とする者を対象 とした補充退職年金制度 (retraite complémentaire) の分担金に充当する部分の2つ に分けられ、後者に充当する額は、総額の二分 の一を超えてはならないことが定められてい る。著作者及び出版者への分配については、公 衆に開かれた貸出図書館のためにその設置主体 が購入する書籍の部数に比例して、著作者と出 版者に半分ずつ分配されることとされている。 なお、この算定に用いる部数のデータについて は、当該設置主体及び納入業者が L.第133-2条 の規定に基づき認可された団体に報告すること とされており、当該団体は、このデータを用い て著作者及び出版者への分配額を決定する仕組 みとなっている。

(v) その他の規定

この法律の第1条においては、これら4つの 規定のほか、①図書館の設置主体の負担分の金 銭の支払いを納入業者が怠った場合に罰金刑 (15万ユーロ)を適用するための規定(第2項)、 本国以外の地域への知的所有権法典の適用に関 する規定の改正のための規定(第3項)がそれ ぞれ定められている。

(2) 文筆活動又は翻訳を業とする者の補充退職 年金制度への加入を可能とするための社会保 障法典の改正(第2条及び第3条)

第2条は、文筆活動及び翻訳を業とする者を 対象とした補充退職年金制度を新設するために 社会保障法典の関係規定を改正するための規定 である。

この「補充退職年金制度」とは、一般の老齢年金制度に当たる「一般制度 (régime général)」に加えて老齢年金を支給するためのもので、著作者全体の中でこの補充退職年金制度を持たないのは唯一文筆活動又は翻訳を業とする者だけであった。

このことは、文筆活動にとって有害なだけでなく、文筆活動に一生を捧げることを諦めてしまう原因であると指摘されていた。このような、文筆活動及び翻訳を業とする者が置かれている環境の改善の一環として、これらの者に対する補充退職年金制度が設けられることとなったのである。

具体的には、文筆活動又は翻訳を業とする者に対する補充退職年金制度の適用、当該年金制度の分担金として充当される報酬額のデクレによる決定、当該報酬額が報酬総額の二分の一を超えてはならないこと等が定められている。

なお、この補充退職年金制度の適用対象として考えられているのは、著作者社会保障管理協会(Association pour la gestion de la sécurité sociale des auteurs:AGESSA)に加入している文筆家及び翻訳家2,300人である。

また、第3条においては、サン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-Pierre-et-Miquelon)における老齢年金制度加入者についての特例措置が定められている。

(3) 図書館向け書籍販売の割引率の上限の設定 (第4条)

第4条は、これまで団体に対する販売の際に 設けられていなかった書籍の割引率の上限を図 書館向け販売についても設けるために書籍価格 法の一部を改正するための規定である。 フランスでは、大規模小売店による安売り競争から主として小規模の書籍商を保護することにより多様な販売店の存在を確保するため、1981年に書籍価格法が制定され、それ以後、書籍についての再販売価格制度が実施されており、定価の5%を超える割引が禁止されている。

ところが、この割引禁止規定は、団体への書籍販売の場合には適用されない(書籍価格法第3条)ため、団体への書籍販売の場合には20%を超える割引率が適用されていた。このような除外規定は、読書普及の促進のために設けられたものであるが、中小の書籍商にとっては、書籍の卸売商(grossistes)との競争上、放置できないものとなっていた。

このため、書籍商の団体では、従来から、団体への書籍販売の場合にも割引禁止規定が適用できるよう書籍価格法の改正を働きかけていた。

このような状況のもと、公共貸与権制度により図書館設置主体に6%の負担金が課せられることとなった場合、図書館設置主体から更なる値引きの圧力が掛けられるとの懸念が書籍商側から出された。このため、新たに図書館設置主体への書籍販売についての値引率の上限を9%と定めることにより、このような懸念を解消することとしたのである。

なお、この上限の設定は、学校用書籍(livres scolaires)には適用されない。したがって、学校用書籍については、従来どおり、再販売価格制度の適用はない。なお、この学校用書籍の範囲については、従来からデクレにより定められているが、この法律に基づくデクレの制定に併せ、このデクレを改正するためのデクレが制定された。

(4) この法律の適用状況等についての報告 (第 5条)

第5条では、この法律に基づく公共貸与権制

度の適用状況と財政上の影響についての報告書を議会に提出するよう、政府に義務づけている。 この規定は当初の政府案にはなかったものであ るが、上院の最初の審議の際の修正案により設 けられた。

(5) 施行日及び経過措置(第6条)

第6条では、施行日及び経過措置を定める。 この法律の施行日は、第7条の規定を除き、 官報による公布から2か月後の第一日目と定め られている。この法律が官報に公布された日は 2003年6月19日(官報第140号)であるから、こ の法律の施行日は、2003年8月1日となる。

また、経過措置は、①この法律の施行日から 1年間の図書館設置主体の報酬負担分は、書籍 の定価の3%とすること、②同じ期間における 書籍の値引率の上限を12%とすること及び③公 契約についての特例の3つが定められている。

このほか、本条では、この法律の実施に必要な要件をコンセイユ・デタの議を経たデクレに よって定めることを規定している。

(6) その他の規定(第7条から第9条まで)

前述のとおり、この法律には、「便乗立法」と呼ばれる立法手続により、公共貸与権制度とはほとんど関係ないか、まったく無関係の規定が加えられた。第7条から第9条までがこれに該当する。以下ではこれらについて簡単に説明する。

第7条は、賃貸又は貸与向けのビデオグラムに対する課税を行うための規定である。これは、映画及び映像の製作に関する資金調達のための財源に充当するために設けられるものであり、2003年7月1日から実施される。

この税率は、取引に関して支払われた価格から付加価値税を控除した額の2%と定められ、付加価値税の徴収と同様の手続により徴収等が行われる。また、この徴収等の経費に充当する

ため、徴収総額の2.5%が控除される。

第8条は、建造物・文化遺産センター(Cité de l'Archtecture et du Patrimoine)を新設するための規定である。建造物や文化遺産についての知識を普及させるとともに、これらの分野の技術者養成に資するために設けられる。これは、同様の任務を負っていたシャイヨー学校(Ecole de Chaillot)及びフランス建築研究所(Institut français d'architecture)の再興を目指すものとされる。

第9条は、国立高等写真学校(Ecole nationale supérieure de la photographie)の職員の雇用条件の保障を定めるものである。これは、国立造形芸術センター(Centre national des arts plastiques:CNAP)の改革の一環を成すものであり、この法律の公布日の時点において国立写真学校(Ecole nationale de la photographie)の職員である者に対し、当該職員がCNAPの別の機関に異動する場合において、当該職員に対し従来どおりの雇用条件を確保する権利を付与するものである。

(注)

- (1) 「公共貸与権」という用語は、「公共貸出権」などとも訳されるが、もともと英語の public lending right を直訳したものである。この用語は、イギリスにおける図書館の貸出しに関する報酬請求権制度を導入する運動の際、著作者の権利のひとつである「公演権(public performing right)」という権利の名称からヒントを得て、制度推進派によって付けられたものである。したがって、本来であれば英語を原語として提示するのが適当であるものと考える。しかし、フランス法の解説という本稿の性質に鑑み、あえてフランス語を提示することとした。なお、この用語が誕生した経緯については、清水一嘉「公共貸出権とイギリスの作家」『愛知大学文学論叢』60号,1978.6,pp.157-192を参照のこと。
- (2) このデクレとは、知的所有権法典 L.第133-2条から

130 外国の立法 222 (2004.11)

L.第133-4条までの適用及び図書館における貸与に基づく報酬に関する2004年8月31日のデクレ第2004-920号 (Décret n° 2004-920 du 31 août 2004 portant application des articles L. 133-2 à L. 133-4 du code de la propriété intellectuelle et relatif à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque)であり、その第2条において知的所有権法典(命令の部)第1部第3編第2章に追加される、「図書館における貸与に基づく報酬の集中管理のために認可される団体」と題する第6節において、認可の手続が定められている。

この規定において、認可のための手続として、団体 の構成員に様々な著作者や出版者が加わっているこ と、団体や事務局員の構成が著作者と出版社との間 で均衡を保っていること、事務局員等の職業資格に 関する証拠の提示や、団体の設備・備品の状況、報酬 の徴収や分配を行うために用いる方法及び将来3事 業年度にわたる財務予測のための資料の提出並びに 報酬の分配の確実性や公平性を担保するための方法 の提示を要求する(R.第326-1条)。このほか、認可の 申請方法(R.第326-2条)、認可が文化を所管する大臣 のアレテにより交付され、官報に公示されること(R. 第326-3条)、認可の期限が5年間であること(R.第 326-4条)、団体に係る変更事項の届出義務 (R.第 326-5条)、文化を所管する大臣による団体への是正 命令及び認可の取消手続(R.第326-6条)並びに出版 日において団体を指定していない場合の報酬に係る 業務が最も多く指定されている団体に委託され、文 化を所管する大臣が、この団体を毎年指定すること (R.第326-7条)を規定する。

(3) イギリスの公貸権制度では、欧州連合(EU)及び 欧州経済領域(EEA)諸国の文筆家に対しても、図書 館における書籍の貸出しに係る報酬の受領権限を与 えている。この SOFIA という団体は、イギリスの公 貸権制度の実施組織に対し、公貸権の報酬に関する 管理契約を締結することにより、フランスの文筆家 にイギリスの公貸権制度に基づく報酬の受領を実現 している。

- (4) 注2に掲げたデクレの第1条において知的所有権 法典(命令の部)第1部第1編第3章に追加される、 「図書館における貸与に基づく報酬」と題する第3 節に置かれる R.第133-1条において規定されている。
- (5) このデクレとは、知的所有権法典 L.第133-3条の適用及び政府が負担する図書館における貸与に基づく報酬の部分に関する2004年8月31日のデクレ第2004-921号 (Décret n° 2004-921 du 31 aout 2004 portant application de l'article L. 133-3 du code de la propriété intellectuelle et relatif à la part de rémunération au titre du prêt en bibliothèque à la charge de l'Etat) であり、その第1条の規定に基づき知的所有権法典(命令の部)第1部第1編第3章第3節に追加される、R.第133-2条の第3項により、算出方法が定められている。
- (6) この率は、図書館機能の発展の観点から3年ごと に見直すことができる旨が定められている。

(7) 2003年分の登録利用者数を定めるアレテ (「公衆に

開かれた貸出図書館の登録利用者数及び国の負担する図書館における貸与に基づく報酬の部分の額を2003年について定める2004年8月31日のアレテ (Arrêté du 31 aôut 2004 déterminant pour l'année 2003 le nombre d'usagers inscrits dans les bibliothèques accueillant du public pour le prêt et le montant de la part de la remuneration au titre du prêt en bibliothèque à la charge de l'Etat)」)は、2004年8月31日付けで、国民教育・高等教育・研究大臣及び文化・通信大臣により定められた。

このアレテによると、公共図書館の登録利用者数が6,930,148人、高等教育施設の図書館の登録利用者数が1,253,460人、その他の図書館の登録利用者数が277,206人(この数は、公共図書館の登録利用者数の4%とデクレにより定められている)となっている(第1条)。

また、このアレテでは、この登録利用者数を用いて 算出した国の負担となる一括払いの分担金の額も定 められており、文化を所管する大臣の負担分が

- 2,252,298ユーロ、高等教育を所管する大臣の負担分が261,137ユーロとなっている(第2条)。これらの金額は、それぞれの登録利用者数に0.5ユーロ又は0.75ユーロを乗じた額に、2003年におけるこの法律の施行期間である5/12を掛けることにより得られる金額と一致している。
- (8) このデクレは、「学校用書籍における書籍の価格に関して改正された1981年8月10日の法律第81-766号の適用のための1985年8月8日のデクレ第85-862号を改正する2004年8月31日のデクレ第2004-922号(Décret n° 2004-922 du 31 aôut 2004 modifiant le décret n° 85-862 du 8 aôut 1985 pris pour l'application de la loi n° 81-766 du 10 aôut 1981 modifiée relative au prix du livre en ce qui concerne les livres scolaires)」である。

このデクレにより、学校用書籍の範囲として、教科書類、その使用説明書、練習・実習問題帳などのうち初等教育、中等教育及びグランゼコール準備課程及び上級技術者免状取得課程で使われるものなどが定められている。

(9) この施設については、以下の URL を参照のこと。 2005年1月の開業を目指し、現在準備中とのことで ある。http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/politique/qualite-archi/cite-archi.htm (last access 2004.10.14)

(参考文献)

- ・南亮一「「公貸権」に関する考察-各国における制度の 比較を中心に」『現代の図書館』40巻4号, pp.215-231.
- ・宮本孝正「貸出の有料化について-フランス公共図書館の場合」『カレントアウェアネス』255号,2000.11.20,pp.4-6.
- ・宮本孝正「図書館での貸出有料化の問題」『カレント アウェアネス』276号, 2003.6.20, pp.3-5.
- Rapport fait au nom de la commission des Affaires culturelles, familiales et sociales sur le projet de loi, adopté par le Sénat, relatif à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant

- *la protection sociale des auteurs*, Paris : Assemblée Nationale, 2003.
- · Rapport fait au nom de la commission des Affaires culturelles sur le projet de loi, modifié par L' Assemblée Nationale, relatif à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant la protection sociale des auteurs, Paris : Sénat, 2003.
- ・公正取引委員会事務局取引部流通対策室「フランス 書籍定価法に関する財政経済省レポートの概要」『公

- 正取引』540号,1995.10,pp.27-29.
- ・フランス文筆家利益協会(la Société française des intérêts des auteurs de l'écrit:SOFIA)ホームページ < http://www.la-sofia.org/>(last access 2004.10.14)
- ・新倉俊一ほか編『事典現代のフランス [増補版]』大 修館書店, 1997.

(みなみ りょういち・文教科学技術課)

図書館における貸与に基づく報酬及び著作者の社会的保護の強化に関する 2003年6月18日の法律第2003-517号(抄)

Loi n° 2003-517 du 18 juin 2003 relative à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant la protection sociale des auteurs

南 亮一 訳

- 第1条 知的所有権法典の一部を次のように改 正する。
- 1° 第1部第3章に第3節として次の一節を加 える。
 - 「第3節 図書館における貸与に基づく報 酬
- 「L.第133-1条 著作物が書籍の形態での出版 及び頒布のための出版契約の対象となった ときは、その著作者は、公衆に開かれた図 書館に対し、その版の冊子の貸与に異議を 申し立てることができない。

「この貸与は、L.第133-4条に規定された方式に従い、著作者に対する報酬の請求権を 発生させる。

「L.第133-2条 L.第133-1条に規定された報酬 は、第3編第2章により定められ、その結 果、文化を所管する大臣によって認可され た、一又は複数の、徴収及び分配団体によっ て受領される。

「第1項に規定する認可は、次に掲げる要件を考慮して行われる。

- 「- 構成員の多様性
- 「- 管理職者の職業資格
- 「一図書館における貸与に基づく報酬の徴収及び分配を保証するために、当該団体が用いることを提案する方法
- 「- 構成員及び管理職者の機関が著作者及 び出版者を公平に代表していること

「この認可の交付及び取消しに関する要件 は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに より定める。 「L.第133-3条 L.第133-1条第2項に規定する 報酬は、2つの部分から構成される。

「第一の部分である、国の負担に関する部分は、学校図書館を除く公衆に開かれた貸出図書館の登録利用者ごとの一括払の分担金に基づくものである。当該分担金の総額は、デクレにより定める。この場合において、高等教育機関の図書館に対しては別の額を定めることができる。また、当該部分の算定のために考慮する登録利用者数の決定方法についても、デクレにより定める。

「第二の部分は、公衆に開かれた貸与図書館のために、書籍の価格に関する1981年8月10日の法律第81-766号第3条第3項(第2号)に規定する法人により購入される書籍の税額分を控除した定価に基づくものである。この部分は、販売を実行する納入業者によって支払われる。当該報酬の割合は、定価の6%とする。

- 「L.第133-4条 図書館における貸与に基づく 報酬は、次の方法により分配される。
 - 「1° 第一の部分は、公衆に開かれた貸与図書館のために、前述の、書籍の価格に関する1981年8月10日の法律第81-766号第3条第3項(2°)に規定する法人により年ごとに購入される書籍の部数に応じて著作者及びその出版者の間で均等に分配される。この部数は、当該法人及びその納入業者がL.第133-2条に規定する一又は複数の団体に報告する情報を基に決定される。
- 「2° 第二の部分は、社会保障法典 L.第382-12

条第2項に規定する者による補充退職年金 受給のために義務づけられる分担金の一部 の支払いに充当される。この部分は、総額 の二分の一を超えることができない。」

- 2° L.第335-4条に次の1項を加える。
- 「L.第133-3条第3項に規定する分担金の支払いを怠った場合には、第1項に定める罰金刑に処する。」
- 3° L.第811-1条を次のように改める。
- 「L.第811-1条 この法典の規定は、L.第335-4 条第4項、L.第133-1条からL.第133-4条までを除き、次条以下に規定する適用を留保して、マイヨットに適用される。この法典の規定は、また、同様の留保の下、L.第335-4条第4項並びにL.第133-1条からL.第423-1条まで及びL.第423-2条を除き、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島、フランス領南極圏及び南極大陸領土並びにニューカレドニアに適用される。」
- 第2条 社会保障法典の一部を次のように改正 する。
- 1° L.第382-11条及び L.第382-13条を削る。
- 2° L.第382-12条を次のように改める。
- 「L.第382-12条 L.第382-1条の適用により一般 制度に加入する者は、L.第644-1条の適用に より制定される老齢年金の補充制度の適用 を受ける。

「前項に規定する者のうち、図書館における貸与に基づく報酬及び著作者の社会的保護の強化に関する2003年7月18日の法律第2003-517号の施行の日に、これらの制度の適用の範囲に入らなかった者については、デクレにより、適用できる老齢年金の補充制度を指定する。知的所有権法典L第133-3条の適用により受領する報酬のうち、加入者によって義務づけられる分担金の一部の支払いに充当する部分は、このデクレ

により定める。ただし、この部分は、総額 の二分の一を超えることはできない。また、 この部分及び加入者の分担金に対応する金 額の徴収の方法は、デクレにより定める。」

- 第3条 保健社会問題に関する諸規定の海外県、ニューカレドニア及びサン・ピエール・エ・ミクロン地方公共団体における適用のための1998年8月20日のオルドナンス第6条に次のVIを加える。
- 「VI 芸術著作者の活動をフランス本土又は海外県において行ったとしたならば、社会保障法典 L.第382-1条を適用して一般制度に加入することができたであろうから、当該活動を行うサン・ピエール・エ・ミクロンの基礎老齢年金制度の加入者には、同法典L.382-12条の規定が適用される。」
- 第4条 書籍の価格に関する1981年8月10日の 法律第81-766号第3条を次のように改める。
- 「第3条 第1条第4項の規定にかかわらず、 次項の規定を留保して、書籍の実売価格は、 次の各号に掲げる購入が行われるときは、 定価の91%から100%までの間で定めるこ とができる。
- 「1° 国、地方公共団体、教育機関、職業訓練機関、調査機関、代表性を持つ組合又は企業委員会により、転売を除き、その需要に応じて行われるもの
- 「2° 公衆に開かれた図書館の蔵書の充実を図るため、当該図書館を運営する法人により行われるもの。実売価格には、知的所有権法典 L.第133-3条に規定される、書籍の定価に基づき算定される図書館における貸与に基づく報酬の額が含まれる。

「学校用書籍の実売価格は、会員による 学校用書籍の取得を容易にする協会によ りその購入が実行され、又は、国、地方 公共団体若しくは教育機関により、転売 を除き、その需要に基づき行われる場合 には、自由に定めることができる。」

- 第5条 政府は、この法律の施行から2年後に、 その運用及びその財政上の影響についての報 告書を議会に提出しなければならない。
- 第6条 この法律は、次条以下を除き、官報に よる公布から2か月後の第一日目から施行す る。

この法律の施行の日から1年が経過するまでは、知的所有権法典L.第133-3条第3項に規定する報酬の割合は、3%とする。この期間を通じ、書籍の価格に関する1981年8月10日の法律第81-766号第3条第1項に規定する実売価格は、出版者又は輸入業者により定められた公衆への販売価格の88%から100%までの間で定めることができる。

知的所有権法典 L.第133-3条第 3 項及び前述の1981年 8 月10日の法律第81-766号第 3 条

の第1項から第3項までに定める規定は、公 開競争呼び掛け通知がこの法律の施行の日の 後に公示された公契約には適用しない。

この法律の施行の日に履行中の公契約及び 同じ日より前に公開競争呼び掛け通知が公示 された公契約は、前述の1981年8月10日の法 律第81-766号第3条の第1項から第3項まで に定める規定に反する条項を含む場合、遅く ともこの法律が施行されてから1年以内に解 除されなければならない。

この法律の実施に必要な要件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定める。

第7条 (省略)

第8条 (省略)

第9条 (省略)

(みなみ りょういち・文教科学技術課)